

## (様式4)

## 平成27年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町文化センター等文化施設 (藤崎町文化センター・藤崎公民館・ふれあいず一む館・藤崎町図書館大夢・常盤ふるさと資料館あすか)
指定管理者名	特定非営利活動法人藤崎町文化協会
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日(3年目)
施設所管課	藤崎町教育委員会生涯学習課

## 1 施設の概要

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

設置年月	藤崎町文化センター：平成8年1月 藤崎公民館：平成17年3月	根拠条例等	藤崎町文化センター条例 藤崎公民館条例
設置目的	「藤崎町文化センター」 町民の芸術文化の振興を図り、教養を高め、もって福祉の増進に寄与する。 「藤崎公民館」 社会教育法(昭和24年法律第207号)第24条の規定に基づく。		
施設内容	ホール・楽屋・会議室・実習創作室・多目的ホール・研修室・和室		
利用料金	<p>①各室利用料(電気・冷暖房使用料含む)※1時間単位(準備・片づけ含む)</p> <p>○ホール：7,000円 ○楽屋1：200円 ○楽屋2：200円 ○会議室：610円 ○実習創作室：820円 ○多目的ホール ふじの間：1,020円 ○多目的ホール 王林の間：610円 ○多目的ホール つがるの間：610円 ○研修室：400円 ○和室 桜の間：200円 ○和室 桐の間：400円 ○和室 楓の間：400円</p> <p>(注)ホールの附属設備及び機器類の使用料は別途かかる。</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注)</p> <p>(1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3)使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		

開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたるときは、その翌日
開館時間	午前9時から午後10時まで

（ふれあいず一む館・藤崎町図書館大夢）

設置年月	ふれあいず一む館：平成11年3月 藤崎町図書館大夢：平成11年3月	根拠条例等	ふれあいず一む館条例 藤崎町図書館条例
設置目的	<p>「ふれあいず一む館」 町民の生涯学習の推進及び社会教育の振興を図り、町民の自由な利用に供し、もって福祉の増進に寄与する。</p> <p>「藤崎町図書館大夢」 藤崎町は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、町民の自由で公平な利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等の社会教育の向上に資する。</p>		
施設内容	ふれあいひろば・展示ホール・集会室・視聴覚室・研修室・調理室		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）※1時間単位（準備・片づけ含む）</p> <p>○ふれあいひろば 水仙の間：1,040円 ○ふれあいひろば 秋桜の間：1,040円 ○ふれあいひろば 鈴蘭の間：1,040円 ○展示ホール：1,050円 ○集会室：620円 ○視聴覚室：620円 ○研修室 紫陽花の間：200円 ○研修室 向日葵の間：200円 ○調理室：290円</p> <p>②入場料割増使用料（各室使用料×割増）</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割 ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割 ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割 ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割 ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>（注） (1) 入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。 (2) 入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。 (3) 使用時間がやむを得ない理由により超える場合は、他に使用する団体等がない場合のみ、1時間以内に限り延長できるものとし、5割加算した額とする。ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日（毎月第3日曜日の翌日は除く） (2) 毎月第3日曜日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで） (4) 前項(1)及び(2)が国民の祝日にあたるときは、その翌日 (5) 館内整理日（毎月末日及び多量の図書を受け入れた日及びその翌日等）		
開館時間	ふれあいず一む館：午前9時から午後10時まで 藤崎町図書館大夢：午前9時から午後5時まで		

(常盤ふるさと資料館あすか)

設置年月	平成8年11月	根拠条例等	常盤ふるさと資料館あすか 条例
設置目的	町民の芸術文化活動の推進及び藤崎町の文化の発展に資する。		
施設内容	展示室・廊下（展示ギャラリー）		
利用料金	<p>①各室利用料（電気・冷暖房使用料含む）</p> <p>○展示室            午前9:00～12:00：4,800円            午後12:00～16:30：6,400円            全日9:00～16:30：11,200円            16時30分以降1時間につき：1,500円</p> <p>○廊下（展示ギャラリー）            午前9:00～12:00：1,200円            午後12:00～16:30：1,600円            全日9:00～16:30：2,800円            16時30分以降1時間につき：400円</p> <p>②入場料割増使用料(各室使用料×割増)</p> <p>○入場料等の額：500円以下の場合 → 0割            ○入場料等の額：500円を超え1,000円以下の場合 → 3割            ○入場料等の額：1,000円を超え2,000円以下の場合 → 5割            ○入場料等の額：2,000円を超え3,000円以下の場合 → 8割            ○入場料等の額：3,000円を超える場合 → 10割</p> <p>(注)            (1)入場料の額に段階がある場合は、最も高い入場料の額とする。            (2)入場料を徴しないが、商品の宣伝、展示即売等営利を目的として使用する場合は、①の表に5割加算した額とする、ただし、100円未満は切り捨て。</p>		
開館日	以下を除いた日 (1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日 (3) 年末及び年始（12月29日から翌年1月3日まで）		
開館時間	午前9時から午後4時30分まで		

## 2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設・設備の維持管理、施設使用許可・利用料金の收受
企画運営業務	社会教育事業の企画運営

## 3 利用状況

(藤崎町文化センター・藤崎公民館)

(1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	3,042	2,399	3,309	3,470	2,185	2,414	3,235	3,027	2,367	2,134	3,354	2,104	33,040
平成26年度(B)	3,781	971	2,814	3,040	3,024	2,320	5,887	3,708	2,917	2,354	2,942	2,466	36,224
(A)/(B)	80.5%	247.1%	117.6%	114.1%	72.3%	104.1%	55.0%	81.6%	81.1%	90.7%	114.0%	85.3%	91.2%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	345	131	245	82	196	55	254	486	177	280	187	32	2,470
平成26年度(B)	334	69	362	116	242	388	646	425	238	222	120	69	3,231
(A)/(B)	103.3%	189.9%	67.7%	70.7%	81.0%	14.2%	39.3%	114.4%	74.4%	126.1%	155.8%	46.4%	76.4%
増減要因等													

(ふれあいずーむ館・藤崎町図書館大夢)

## (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	2,127	2,144	4,664	2,779	3,639	2,710	9,229	3,097	1,723	3,754	2,387	3,749	42,002
平成26年度(B)	2,814	1,702	3,664	2,013	2,352	2,502	936	1,362	6,178	3,337	1,659	3,293	31,812
(A)/(B)	75.6%	126.0%	127.3%	138.1%	154.7%	108.3%	986.0%	227.4%	27.9%	112.5%	143.9%	113.8%	132.0%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	140	90	164	182	154	202	302	253	136	92	121	170	2,006
平成26年度(B)	173	47	73	88	79	103	21	121	143	39	116	132	1,135
(A)/(B)	80.9%	191.5%	224.7%	206.8%	194.9%	196.1%	1438.1%	209.1%	95.1%	235.9%	104.3%	128.8%	176.7%
増減要因等													

(常盤ふるさと資料館あすか)

## (1) 利用実績【利用者数】

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	24	26	721	425	730	1,288	1,248	296	626	3	247	468	6,102
平成26年度(B)	29	354	326	735	1,150	923	561	2	122	1	118	436	4,757
(A)/(B)	82.8%	7.3%	221.2%	57.8%	63.5%	139.5%	222.5%	14800.0%	513.1%	300.0%	209.3%	107.3%	128.3%
増減要因等													

## (2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成27年度(A)	0	113	4	0	0	32	0	0	12	0	0	0	161
平成26年度(B)	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4
(A)/(B)	0.0%	5650.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	600.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4025.0%
増減要因等													

#### 4 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)	1 指定管理料のみ		
	○ 2 指定管理料+補助金+利用料金収入		
	3 利用料金収入のみ		
収入科目	金額(千円)	支出科目	金額(千円)
指定管理料	29,401	維持管理費	24,653
補助金	39,296		
利用料金	4,822	事業費	47,517
その他	4,667	その他	0
合計(①)	78,186	合計(②)	72,170
		収支差額(①-②)	6,016

#### 5 利用者満足度状況(アンケート調査、苦情要望等)

意見等の内容	対応実績等

#### 6 評価結果

評価項目 (評価の視点)	指定管理者 自己評価	町所管課	
		評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた取組みが行われているか。	B	B	
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	B	B	施設利用者への道案内標示について、工夫及び改善が必要である。
3. 施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	B	
4. 緊急時の対応・安全管理などの危機管理が適切に行われているか。	B	B	
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	A	B	自主事業収益の減収について、原因を明確にするとともに、改善が必要である。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	B	B	
7. 個人情報の保護	A	A	
全体評価	B	B	

##### 【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている  
 C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する

B (良) : 適正である  
 D (否) : 改善や更なる取組が必要